

平成26年7月11日付け公告の「市営住宅管理システム端末機器等長期借入（その1）」について、掲載中の質問回答に誤りがあったため、次のとおり質問回答の訂正をしておりますのでお知らせします。

仕様書に対する質問への回答の訂正箇所

	誤	正
No 1	<p>初月分の賃貸借料は日割りになります。その際の計算式は、次のとおりになります。</p> <p>【初月分の賃貸借料】 月額賃貸借料×15日（※1）÷31日（※2） （※1）10月17日～10月31日 （※2）10月の暦日数</p>	<p>初月分の賃貸借料は日割りになります。その際の計算式は、次のとおりになります。</p> <p>月額賃貸借料＝予定総額÷（59+15÷31） 初月分の賃貸借料＝月額賃貸借料×15日（※1）÷31日（※2） （※1）10月17日～10月31日 （※2）10月の暦日数</p> <p>* 予定総額から月額賃貸借料に59を乗じた額と初月分の賃貸借料の合計額の差額が端数になります。端数がある場合は初月分の賃貸借料に入れてください。</p>